

貸 借 契 約 書

1 業 務 名 称	業務管理システム貸借業務
2 業 務 内 容	仕様書のとおり
3 契 約 期 間	契約日から令和12年8月31日
4 貸 借 期 間	令和7年9月1日から令和12年8月31日
5 契 約 金 額 うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額
6 契 約 保 証 金	免除（泉州南消防組合契約規則第30条第3号）

上記の業務（以下「本業務」という。）について。発注者 泉州南消防組合（以下「甲」という。）と受注者〇〇（以下「乙」という。）の間において、乙が責任をもって業務管理システム（以下「システム」という。）を貸借させることについて、次のとおり貸借借契約を締結するものとする。

甲と乙は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 所 在 地 大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地の20
商号又は名称 泉州南消防組合
代表者職氏名 管理者 上 甲 誠 印

乙 所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

(契約の要綱)

第1条 甲は乙の保有するシステムを頭書記載のとおり借り受けすることを目的とする。

(総則)

第2条 甲及び乙は、この契約書(頭書及び仕様書を含む。以下同じ)に基づき、日本国の法令を順守し、本業務を誠実に履行しなければならない。

2 乙は、この契約の履行にあたっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行をなす責めを負うものとする。

3 この契約書の定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言葉は日本語とする。

5 甲及び乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は日本円とする。

7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

8 この契約書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約金額の内訳等)

第3条 頭書記載の契約金額の内訳は次のとおりとする。

令和7年度	月額金〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税額を含む) 保守費再掲:金〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税額を含む)
令和8年度	月額金〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税額を含む) 保守費再掲:金〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税額を含む)
令和9年度	月額金〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税額を含む) 保守費再掲:金〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税額を含む)
令和10年度	月額金〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税額を含む) 保守費再掲:金〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税額を含む)
令和11年度	月額金〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税額を含む) 保守費再掲:金〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税額を含む)
令和12年度	月額金〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税額を含む) 保守費再掲:金〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税額を含む)

(年度別内訳)

令和7年度(令和7年9月1日から令和8年3月31日まで)

年度額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税額を含む。)

保守費再掲:金〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税額を含む)

令和8年度(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

年度額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税額を含む。)

保守費再掲:金〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税額を含む)

令和9年度(令和9年4月1日から令和10年3月31日まで)

年度額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税額を含む。)

保守費再掲:金〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税額を含む)

令和10年度(令和10年4月1日から令和11年3月31日まで)

年度額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税額を含む。)

保守費再掲:金〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税額を含む)

令和11年度(令和11年4月1日から令和12年3月31日まで)

年度額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (消費税及び地方消費税額を含む。)

保守費再掲: 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (消費税及び地方消費税額を含む)

令和12年度 (令和12年4月1日から令和12年8月31日まで)

年度額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (消費税及び地方消費税額を含む。)

保守費再掲: 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (消費税及び地方消費税額を含む)

- 2 システムの月額契約金額 (以下「契約代金」という。) は、前項に掲げる月額の金額とする。ただし、契約期間に1か月未満の端数が生じたときは、その月の契約代金は、日割計算によって算定 (1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。) するものとする。
(契約保証金)

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- 2 甲は、契約期間が終了した時、又は第19条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙の書面による請求により契約保証金を返還する。ただし、乙の甲に対する賠償等が残存するときは、この限りでない。

- 3 甲は、契約保証金について利息を付さない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務の全部を一括して、第三者に委任してはならない。

- 2 乙は、業務の一部を第三者に委任させようとするときは、あらかじめ、業務の一部を委任させる者の商号又は名称その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第6条 乙は、この契約に生ずる一切の権利または義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書きに基づき甲に承諾を求める場合は、譲渡の理由、譲渡内容、そこに含まれる情報、譲渡先等を文書で提出しなければならない。

(一般的損害)

第7条 システムの引渡し前に、システムに生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 システムの設置を行うにつき第三者に及ぼした損害 (第3項に規定する損害を除く。) について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。

ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等に不相当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査及び引渡し)

第9条 乙は、システム設置が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲又は甲が検査を行うものとして定めた職員 (以下「検査職員」という。) は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から7日以内に受注者立会いの上、仕様書に定めるところに、システム設置完了を確認するための検査を行い、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 甲は、前項の検査によってシステム設置の完了を確認した後、乙がシステムの引渡しを申し出たときは、直ちに当該システムの引渡しを受けなければならない。

4 乙は、システム設置が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。

(設置場所の変更)

第10条 甲は、システムの設置場所を変更する必要があるときは、速やかに乙に報告するものとする。このときに要する費用については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(システムの追加及び改造)

第11条 甲は、仕様書に記載されているものを除き、システムに他の附属物を追加する必要があるとき又はシステムを改造する必要があるときは、あらかじめ文書をもって乙に承諾を得るものとする。このときに要する費用については、甲が負担するものとする。

(システムの表示)

第12条 乙は、システム等の自らの所有に属する旨を表示するものとする。

(システムの譲渡など)

第13条 甲は、契約を解除したいときは、乙に連絡するものとする。契約解除に伴い必要となる費用については、甲の負担とする。契約を解除した場合において、乙の損失が生じたときは、甲が補償するものとする。

(事故発生時の報告)

第14条 乙は、本賃貸借システムの使用に関し、事故、その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 乙又は乙の使用人は、この契約の履行に関して知り得た個人情報を、他に漏らしてはならない。履行期間終了後、又はこの契約が解除された後も同様とする。

2 乙又は乙の使用人は、この契約の履行に関して、収集した個人情報（以下「収集個人情報」という。）、及び甲から提供された個人情報（以下「提供個人情報」という。）を、この契約の履行目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

3 乙又は乙の使用人は、収集個人情報及び提供個人情報その他の資料を複写し、複製、又は指定場所以外に持ち出してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

4 乙は、収集個人情報及び提供個人情報その他の資料をシステム設置完了時に、甲に提出し、又は返還しなければならない。契約が解除された場合も、また同様とする。

5 乙は、契約を履行するに当たり、乙の使用人に対して個人情報保護に関する教育・研修を実施しなければならない。

6 乙は、乙又は乙の使用人が収集個人情報及び提供個人情報を漏えいし、き損し、または滅失したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

7 甲は、乙又は乙の使用人の収集個人情報及び提供個人情報の取扱状況につき調査し、報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

8 乙は、乙又は乙の使用人が前各号に違反したため甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(契約代金の支払)

第16条 乙は、月毎に、書面による適法な手続きに従って、契約代金の支払いを甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による、乙からの適法な請求書を受けた日から30日以内に契約代金を乙に支払わなければならない。

3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項の規定による契約代金の支払いが遅れたときは未支払金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。

(乙の損害賠償請求)

第17条 甲の故意又は過失によって、システムが滅失または損傷したときは、乙は、甲に対し、その修理に要した費用を甲に請求できるものとする。

(甲の契約解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、この契約に全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) この契約に定める条項に違反し、又は違反するおそれがあると認められたとき。
 - (3) この契約の締結又は履行にあたり、不当又は不正な行為をしたとき。
 - (4) 故意または過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
 - (5) 乙から、この契約の解除の申し入れがあったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として、借入金額（総額）の100分の5に相当する額を、甲の指定する日までに、甲に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、甲は、第4条の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われるときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 4 前項の違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 5 乙は、この契約により、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期間内に納付しない場合は、指定期限内の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して、支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額を遅滞料として併せて甲に納付しなければならない。
- 6 甲は、第1項に規定する場合のほか、この契約を締結した日の属する翌年度以降において、この契約に係る予算が減額又は削除された場合は、この契約を変更又は解除することができる。この場合においては、契約を変更又は解除しようとする日の1月前までに乙に通知するものとする。
- 7 前項により契約を変更又は解除した場合には、乙は、甲に対して残りの履行期間に係る実損失額を請求することができる。
- 8 前項により、乙が甲に対して実損失額を請求した場合には、甲はその額を支払わなければならない。
- 9 甲は、第1項及び第6項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る契約解除)

第18条の2 甲は、この契約に関し、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、契約を解除するときは、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ

るとき。

(6) 下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 この契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

（乙の契約解除権）

第19条 乙は、甲がこの契約に違反し、それにより契約を完了することが不可能となったときは、書面を以て甲に通告することによって、この契約を解除することができるものとする。この場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第20条 乙（共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。（次号及び事項第2号において同じ。））において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る

確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙が前2項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約締結日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 乙は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(相殺)

第21条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第22条 甲は、引き渡されたシステムが種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、物件の修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(不当介入に関する報告等)

第23条 乙及び下請負人等は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団員及び暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、速やかに消防組合に報告するとともに所轄の警察署へ届け出なければならない。

(条件付解除)

第24条 発注者は、この契約を締結した日の属する翌会計年度以降において、この契約に係る予算が減額又は削除された場合には、この契約を変更又は解除することができる。この場合においては、契約を変更又は解除しようとする日の1月前までに受注者に通知するものとする。

2 前項により契約を変更又は解除した場合には、受注者は、発注者に対して損害の賠償を求めないものとする。

(疑義等の決定)

第25条 この契約の定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。